

町道棚橋線道路工事に関する協定書

南木曽町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が実施する中央新幹線建設工事に伴う町道棚橋線における道路拡幅工事（以下「道路工事」という。）及び道路工事に必要となる用地の取得（以下「用地取得」という。）について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、道路工事及び用地取得の実施に関する基本的な事項を定め、甲、乙が適正かつ円滑な処理を図ることにより、相互に協力して取り組むことを目的とする。

（位置）

第2条 道路工事及び用地取得の位置は、別紙1のとおりとし、詳細は別途甲、乙及び国道256号の道路管理者と協議し定めるものとする。

（工程）

第3条 道路工事及び用地取得の工程は、別紙2を基本とする。

（道路工事等の内容）

- 第4条 甲は、用地取得を行うものとし、用地取得には土地価格の評価、用地補償契約、補償金の支払い及び登記を含むものとする。
- 2 乙は、道路工事に伴う測量、設計、用地測量、物件調査、行政上の手続き、道路工事の施行、及び道路台帳の補正を行うものとする。
 - 3 甲は、設計照査及び財産引き継ぎ前の検査を甲が選定する委託先に委託するものとし、詳細は別途甲と乙が文書を交換するものとする。
 - 4 道路工事は、道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）により、乙が施行する。
 - 5 国道256号の道路管理者との協議は、財産区分・維持管理に係る事柄は甲が、その他的事柄は乙が行うものとする。
 - 6 乙は、用地交渉及び地権者協議について甲に協力するものとする。

（費用負担）

- 第5条 用地取得に要する費用は、甲が負担するものとする。
- 2 道路工事に伴う測量、設計、設計照査、用地測量、物件調査、道路工事の施行及び財産引き継ぎ前の検査に要する費用は、乙が負担するものとする。

（安全管理）

- 第6条 道路工事の実施に伴う安全管理は、乙が行うものとする。
- 2 安全管理の内容については甲、乙で協議し、適宜関係地区に説明を行うものとする。

(損害の負担)

第7条 道路工事及び用地取得の実施に伴い生じた損害の負担については、それぞれの責めに帰する場合を除き、甲、乙で協議して処理するものとする。

(苦情等の処理)

第8条 道路工事及び用地測量の実施に伴う第三者からの苦情等については、甲、乙で協力し、速やかに処理するものとする。

(公開)

第9条 甲、乙は、本協定書及びその他本協定書に係る資料等を第三者へ公開する必要が生じた場合は、速やかにその対応を協議するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定書は、締結の日から令和3年3月31日まで効力を有するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、第9条、第11条の規定は本協定書の有効期間が終了した後も有効とする。

(その他)

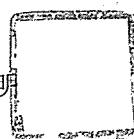
第11条 本協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙で協議して処理するものとする。

以上、協定書の証として、この本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年 12月 // 日

甲 長野県木曽郡南木曽町 3668-1
南木曽町長

向井 裕明



乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
名古屋建設部長

本田

